

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第1号

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

62	学校運営協議会委員	年額	6,000円
----	-----------	----	--------

別表第2Bの項中「第61号」を「第62号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。